司法問題ニュース③

埼玉弁護士会会員　各位

埼玉弁護士会司法問題対策委員会

２０２１年6月３０日

１　前回の司法問題ニュースでは韓国の憲法裁判所概要を紹介しましたが、今回は、いくつかの憲法裁判所判例を紹介します。

２　取調時の弁護人立会拒否について

⑴　韓国では、1990 年代初めころから取調べへの弁護人参与（立会い）が事実上認められていました（明文の規定はなし）。1999 年には、警察庁が、取調べに弁護人を参与させ被疑者の人権保護に寄与する旨の指針を発表しました。その後、検察官取調べの際、弁護人立会いを検察官が拒んだ事件が問題となり、韓国大法院 2003 年 11 月 11 日決定にて、「捜査に特段の支障がないにもかかわらず、拘束中の被疑者に対する取調べの際、弁護人の参与を認めないのは、自由な接見交通権を保障する憲法に違反する」旨判断されました。

　続いて、拘束されていない被疑者について、弁護人の立会を拒否した事件が問題となりました。この事件は憲法裁判所で審理がされ、結論として、弁護人の同席を認めなかったことは基本的人権の侵害としました（憲法裁判所 2004 年 9 月 23 日決定）。これらの判例の解釈で、弁護人の取調べ時の参与が認められていましたが、2008 年に刑事訴訟法が改正され、明文によって、被疑者の取調時の弁護人参与を求める権利が認められることになりました。

⑵　関連して、憲法裁判所 2017 年 11 月 30 日決定では、検察官が、被疑者の取調べに参与した弁護人に対し、被疑者よりも後方の座席（横並びが原則）に座るよう要求した行為が、弁護人の権利を侵害するとしました。

３　堕胎罪違憲判決

　2018 年 4 月には、堕胎罪に対する違憲判決がありました。韓国刑法には、日本と同じような堕胎罪の規定により妊娠した女性が堕胎した場合、懲役や罰金刑が科されます。このような規定について、憲法裁判所は、「妊娠した女性の自己決定権に対する違憲な制限」だとする判断を示しました。妊娠した女性が出産するかどうかについて自ら判断する権利を重んじた判断とみられます。堕胎罪には日本でも批判があるところで、これを憲法違反とした点で画期的な判断と評価されています。

４　子女の父姓使用事件

　次に、韓国では民法により、子は父の姓を名乗ることを強制される「父性主義」がとられていたところ、「原則父姓主義とすることは立法裁量の限界を超えないが、具体的な事情がある際も一律に父姓を強制することは、個人の人格権と尊厳、両性の平等を侵害する」旨判示し、一部憲法不合致の判断をしました（2005 年 12 月決定）。その後、戸籍制度廃止・民法改正があり、父母が合意した場合は母の姓に従う等の規定が新設されました。日本の同氏強制問題の参考になる決定と思います。